

調 達 公 告

制限付一般競争入札を行うので、次のとおり公告する。

本件入札への参加を希望する者は、次に定める事項のほか、平成24年鳥取県告示第221号（建設工事の制限付一般競争入札に参加する者の公募に係る一般的事項等について（最終改正：令和6年3月29日施行）。以下「一般的事項等告示」という。）、鳥取県建設工事等紙入札執行要領（最終改正：平成19年10月22日）及び公益財団法人鳥取県建設技術センター建設工事等の入札に関する規程（最終改正：平成24年4月1日）に定める事項を承知の上、応募すること。

令和6年4月26日

公益財団法人鳥取県建設技術センター 代表理事 河田 英明

発注工事	工事名	小町事業所造成工事（7工区）			
	工事場所	西伯郡伯耆町小町			
	工事内容並びに構造及び規模	造成盛土 造成盛土 V=82,400立法メートル 地下排水工 3号本暗渠 (D700) L=251メートル 5号本暗渠 (D600) L=68メートル 補助暗渠 (D150) L=547メートル 堅集水工 L=38メートル 仮設工 N=1式 沈砂池工 N=1式			
	工期	令和7年3月15日限り			
	発注工種	土木一般			
	予定価格	129,943,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）			
	発注機関	公益財団法人鳥取県建設技術センター			
	入札参加者の条件	会社要件	単独・共同企業体の別	単独	
本店所在地			県内		
建設業許可			土木工事業に係る特定建設業の許可		
入札参加資格（格付）			土木一般（A級）		
総合点数			-		
総合評定値(P)			-		
同種工事の実績			-		
技術者要件		設計業務の受託者	西谷技術コンサルタント株式会社	住所	鳥取県倉吉市八屋354-1
				電話	0858-26-2411
		配置技術者の専任の要否	専任を要する。 なお本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（特例監理技術者）の配置を条件により認める工事であり、特例監理技術者を配置する場合には監理技術者補佐を専任で配置しなければならない。詳細は「建設工事における配置技術者の適正な運用について」に定めるところによる。		
	配置技術者の資格	主任技術者にあつては、土木工事業に係る技術士又は1級土木施工管理技術士若しくは2級土木施工管理技術士であること。なお、1級土木施工管理技術士補については、あわせて2級土木施工管理技術士の資格を有する者であること。監理技術者にあつては、土木工事業に係る監理技術者資格を有する技術士又は1級土木施工管理技術士であること。			
	施工管理実績	-			
	現場代理人としての実績の認否	-			
	その他	入札時において積算根拠となる工事費内訳書を提出すること。			
応募方法	提出場所	公益財団法人鳥取県建設技術センター 総務研修課	住所	鳥取県倉吉市福庭町2丁目23番地	
			電話	0858-26-6051	
	応募期間	令和6年4月26日（金）から令和6年5月15日（水） 午後3時まで			
	応募書類	一般的事項等告示様式のうち入札参加条件として必要な項目について記載すること。			
	持参書類	応募期間中に持参したものに限り受付する。			
入札手続	提出部数	1部			
	郵送の可否	郵送可（書留郵便とし、応募期間中に到着したものに限り受け付ける。）			
	入札方式	紙入札			
	質問提出期限	令和6年5月9日（木） 午後4時まで			
	回答期限	令和6年5月13日（月） 午後4時まで （回答は当センターホームページ http://www.tctcplaza.or.jp/ に掲載する）			
	入札日時	令和6年5月16日（木） 午前11時00分 即時開札			
	入札場所	公益財団法人鳥取県建設技術センター 技術支援ホール（プラザ棟2階）			
入札保証金	入札日に有効な入札資格を保有している者に限り免除とする。				
適用される制度	最低制限価格制度（公益財団法人鳥取県建設技術センター建設工事等の入札に関する規程第17条による。）				
支払条件		令和6年度			
工事関係図書の閲覧場所		公益財団法人鳥取県建設技術センターのインターネットのホームページ http://www.tctcplaza.or.jp/ に掲載する。	住所	鳥取県倉吉市福庭町2丁目23番地	
問い合わせ先	事務手続	公益財団法人鳥取県建設技術センター 総務研修課	住所	鳥取県倉吉市福庭町2丁目23番地	
			電話	0858-26-6051	
	事務手続以外	公益財団法人鳥取県建設技術センター 建設支援課	住所	鳥取県倉吉市福庭町2丁目23番地	
			電話	0858-26-6089	
備考		<p>1 当該工事の監督職員及び検査職員は、西部総合事務所米子県土整備局の職員の中から任命する。</p> <p>2 設計及び工事の施工にあたり、当該工事の設計単価、積算基準、検査基準のほか、本設計図書に定めのない事項については鳥取県県土整備部の規程等に準拠するものとする。</p> <p>3 最低制限価格の範囲は県に準拠している。</p> <p>4 予定価格算出のための単価は、鳥取県県土整備部の令和6年4月10日（一部改訂）の4月単価 (https://www.pref.tottori.lg.jp/secure/722816/060410kouhoukouji.pdf) を適用している。</p>			